

# 平成27年度 入札契約制度等の見直し概要

公契約大綱に基づき、公契約の適正化を進めることにより、公契約に対する府民の信頼を確保し、府民福祉の増進及び地域経済の健全な発展に寄与するため、次のとおり、入札契約制度等の改正を行いました。

◆入札契約制度 <http://www.pref.kyoto.jp/nyusatu/12500012.html>

◆公契約大綱 <http://www.pref.kyoto.jp/zaisan/1332829862915.html>

## 1. 親子会社等の同一入札への参加制限・・・・・・・・・・・・・1

入札の公平性・公正性の向上を図るため、一定の資本関係又は人的関係がある複数の者の同一入札への参加を認めないこととしました。

## 2. 建設機械保有の評価（総合評価競争入札）・・・・・・・・・・・・・2

災害発生時に活躍が期待できる建設機械を保有する企業を評価するため、総合評価競争入札において評価対象とする建設機械を追加しました。

## 3. 積算基準の改定・・・・・・・・・・・・・3

建設企業の適正な利潤を確保するため、一般管理費等率及び現場管理費率などを改定しました。また、受発注者の積算労力の軽減を図るため、施工パッケージ型積算方式を導入しました。

## 4. 工事情報共有システムの試行・・・・・・・・・・・・・4

より円滑かつ効率的な施工のため、受発注者が工事書類等の情報を電子的に交換・共有する情報共有システムの活用の試行を開始しました。

## 5. 公共工事設計労務単価・設計業務等技術者単価の改定・・・・・・・・5

昨今の技能労働者の不足に伴う労働市場の実勢価格を適切に予定価格に反映するため、昨年に引き続き、例年の4月改定を前倒して実施しました。

## 6. インフレスライドの適用・・・・・・・・・・・・・6

既契約工事について、賃金等の急激な変動に対処するため、インフレスライドを適用し、新労務単価等に基づく請負金額に変更することとしました。

# 1. 親子会社等の同一入札への参加制限

## 1 主旨

入札の公平性・公正性の向上を図るため、一定の資本関係又は人的関係がある複数の者の同一入札への参加を認めないこととしました。

## 2 内容

- (1) 一定の資本関係又は人的関係を有する二者の同一入札への参加を禁止します。
- (2) 一定の資本関係又は人的関係を有する二者以上の者の入札は無効とします。ただし、入札までに一者を除くすべての者が入札を辞退した場合には、残る一者の入札は無効とならないものとします。
- (3) 一定の資本関係又は人的関係を有する者が別にある場合は、各入札参加資格申請時に業態調書の提出が必要になります。

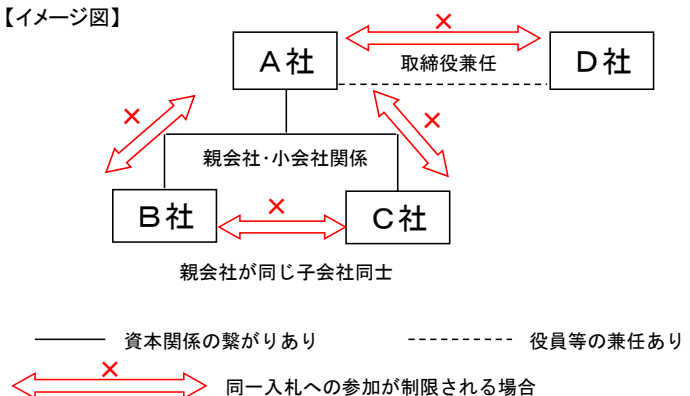
## 3 入札の適正さが阻害されると認められる一定の資本関係又は人的関係の基準

- (1) 資本関係
  - 親会社（会社法第2条第4号の規定による親会社をいう。）と子会社（会社法第2条第3号の規定による子会社をいう。）の関係にある場合
  - 親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合
- (2) 人的関係
  - 一方の会社の役員（個人事業主及び組合の役員を含む。）が、他方の会社の役員を現に兼ねている場合
  - 一方の会社の役員が、他方の会社の会社更生法第67条第1項又は民事再生法第64条第2項の規定により選任された管財人を現に兼ねている場合
- (3) その他入札の適正さが阻害されると認められる場合
  - その他上記（1）又は（2）と同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合

## 4 適用期日

平成27年4月1日以降に入札公告又は入札通知を行う工事から適用

【イメージ図】



## 2. 建設機械保有の評価（総合評価競争入札）

### 1 主旨

災害発生時に活躍が期待できる建設機械を保有する企業を評価するため、総合評価競争入札において評価対象とする建設機械を追加しました。

### 2 内容

総合評価競争入札において加点対象としている従前の建設機械に加え、移動式クレーンなど、災害時の活躍が期待できる建設機械を評価対象機械としました。

#### 【従前の評価対象建設機械】

- ショベル系掘削機（アタッチメントを有する）
- ブルドーザ（自重3 t以上）
- トラクタショベル（バケット容量0.4m<sup>3</sup>以上）

上記に加え

#### 【新たな評価対象建設機械】

- モーターグレーダー（自重5 t以上）
- 移動式クレーン（吊上げ荷重3 t以上）
- 大型ダンプ（車両総重量8 t以上又は最大積載量5 t以上）

### 3 確認資料

必ずしも、経営規模等評価結果通知を受けている必要はなく、現に対象機械を保有している場合には、以下の資料により加点申請できます。

- (1) 経営規模等評価結果通知書の写し
- (2) 経営規模等評価申請書の写し（受付機関の押印があるもの）
- (3) 経営規模等評価申請時に必要となる資料の写し

### 4 適用期日

平成27年4月1日以降に入札公告を行う工事から適用

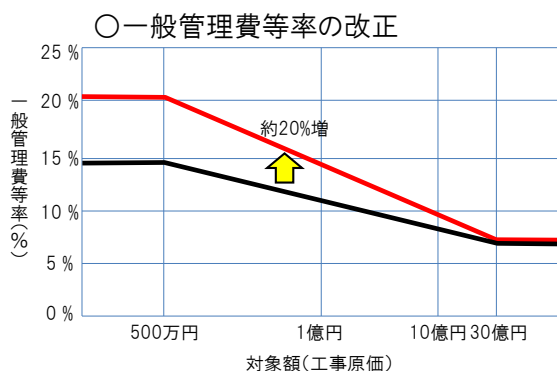
### 3. 積算基準の改定

#### 1 主旨

建設企業の適正な利潤を確保するため、一般管理費等率及び現場管理費率などを改定しました。また、受発注者の積算労力の軽減を図るため、施工パッケージ型積算方式を導入しました。

#### 2 内容

(1) 建設企業の適正な利潤を確保するとともに、人材育成・確保等に係る費用を適切に予定価格に反映するため、一般管理費等率及び現場管理費率を、最新の実態調査に基づき、市街地(DID)補正係数をそれぞれ改定しました。



○市街地(DID)補正係数

- ・対象地域：市街地(DID)
- ・対象工種：道路維持工事、舗装工事  
鋼橋仮設工事、電線共同溝工事
- ・補正方法：共通仮設費 1.3 倍  
現場管理費 1.1 倍

(2) 施工単位毎に機械経費、労務費、材料費を含んだ標準単価を用いる「施工パッケージ型積算方式」を 208 施工パッケージについて導入しました。施工単価は、東京標準単価を基準に、各地区の施工単価を算出します。

【施工単価算出イメージ】

$$\text{施工単価} = \frac{\text{H27東京標準単価}}{\text{H27東京標準単価}} \times \left[ \begin{aligned} & \text{K} \times \frac{\text{H27京都機械単価}}{\text{H27東京機械単価}} \\ & + \text{R} \times \frac{\text{H27京都労務単価}}{\text{H27東京労務単価}} \\ & + \text{Z} \times \frac{\text{H27京都材料単価}}{\text{H27東京材料単価}} \end{aligned} \right]$$

国総研HPで公表  
市販図書に掲載

#### 3 適用期日

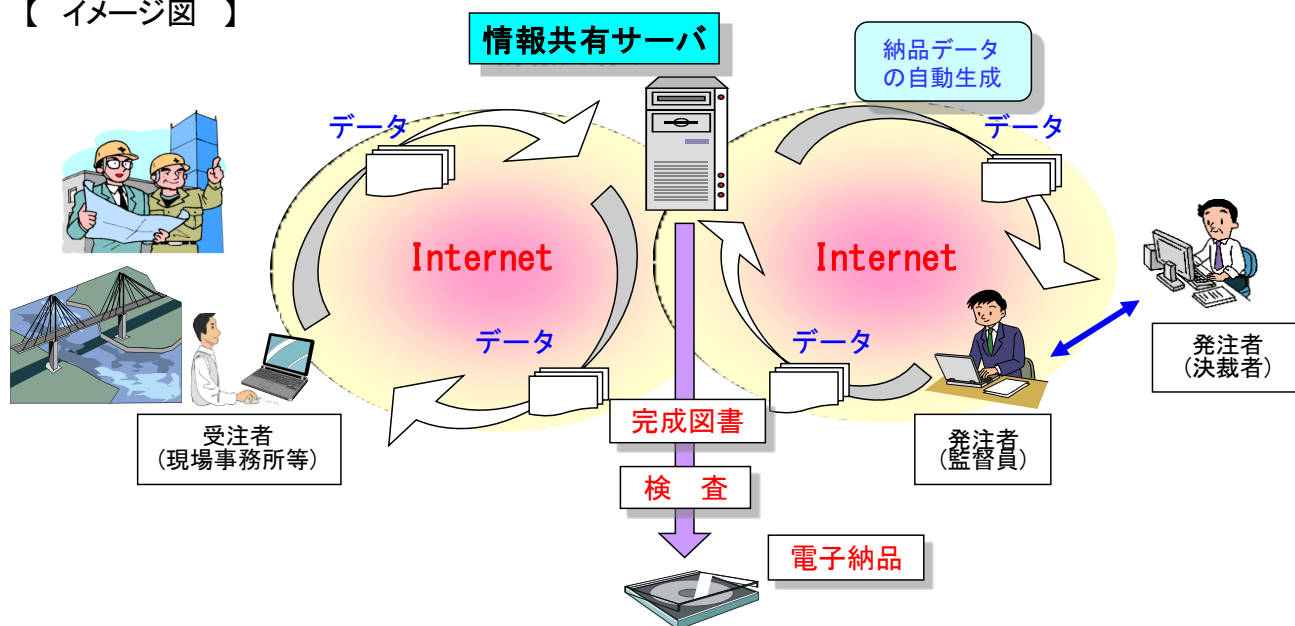
一般管理費等率、現場管理費率、市街地(DID)係数の改定は、平成 27 年 4 月 1 日以降に入札公告又は入札通知を行う工事から、施工パッケージ型積算方式は、平成 27 年 10 月 1 日以降積算する工事から適用

## 4. 工事情報共有システムの試行

### 1 主旨

より円滑かつ効率的な施工のため、ASP（Application Service Provider）方式の工事情報共有システムを利用し、受発注者が工事書類等の情報を電子的に交換・共有する情報共有システムの活用の試行を開始しました。

#### 【イメージ図】



### 2 対象工事

- (1) 4,500 万円以上の工事で設計図書（特記仕様書）により「試行工事」と指定された工事
- (2) 「試行工事でない工事」においても、工事情報共有システムの利用は可能

### 3 留意事項

- (1) 京都府の提出書類様式に対応している事業者の工事情報共有システムを使用すること。
- (2) 工事情報共有システムの利用料金（登録料及び利用料）は、共通仮設費（率計上分）に含まれています。
- (3) 工事情報共有システムを利用した工事は、工事成績評価（創意工夫）で1点加点します。

### 4 適用期日

平成 27 年 9 月 1 日以降に入札公告又は入札通知を行う工事から適用

## 5. 公共工事設計労務単価・設計業務等技術者単価の改定

### 1 主旨

昨今の技能労働者の不足に伴う労働市場の実勢価格を、予定価格に適切に反映するため、昨年に引き続き、例年の4月改定を前倒して実施しました。

### 2 内容

#### ○公共工事設計労務単価

| 職種    | 新単価    | H27単価  | 上昇率   |
|-------|--------|--------|-------|
| 特殊作業員 | 18,900 | 18,200 | 3.8%  |
| 普通作業員 | 18,200 | 16,700 | 9.0%  |
| とび工   | 21,600 | 20,800 | 3.8%  |
| 鉄筋工   | 21,200 | 20,400 | 3.9%  |
| 特殊運転手 | 18,600 | 17,900 | 3.9%  |
| 型わく工  | 21,700 | 20,900 | 3.8%  |
| 大工    | 19,700 | 20,200 | -2.5% |
| 交通誘導員 | 11,600 | 11,100 | 4.5%  |

府の平均上昇率は 3.1% (全国平均 4.9%)

#### ○設計業務等技術者単価

| 職種   |        | 新単価    | H27単価  | 上昇率  |
|------|--------|--------|--------|------|
| 設計業務 | 主任技師   | 49,900 | 49,500 | 0.8% |
|      | 技師 A   | 43,500 | 42,800 | 1.6% |
|      | 技術員    | 25,100 | 23,800 | 5.5% |
| 測量業務 | 測量技師   | 30,500 | 29,200 | 4.5% |
|      | 測量助手   | 25,600 | 23,400 | 9.4% |
| 地質調査 | 地質調査技師 | 39,900 | 37,400 | 6.7% |
|      | 地質調査員  | 23,200 | 22,400 | 3.6% |

府の平均上昇率は 3.8% (全国一律)

### 3 適用期日

平成 28 年 2 月 15 日以降に入札公告又は入札通知する工事等から適用

### 3 特例措置

平成 28 年 2 月 1 日以降に契約した工事等において、旧単価で予定価格を算出している場合、その工事等の受注者は、発注者に対し、新単価に基づく契約に変更するための協議を請求できることとしました。

## 6. インフレスライドの適用

### 1 主旨

既契約工事について、賃金等の急激な変動に対処するため、インフレスライドを適用し、新労務単価等に基づく請負金額に変更することとしました。

### 2 内容

工事請負契約書第 25 条第 6 項の規定により、受注者は、工期内に急激な資材労務単価等の変動が生じ、請負代金額が不相当となったときに、請負代金額の変更を発注者に請求できます。

#### 【スライド額の算定】

スライド額は、次式により算出する。

$$S = P2 - P1 - (P1 \times 1 / 100)$$

この式において、S、P1 及び P2 は、それぞれ次の額を表すものとする。

S : スライド額

P1 : 請負代金額から基準日における出来高部分に相応する請負代金額を控除した額  
(変動前残工事額)

P2 : 基準日における労務単価又は資材単価等を基礎として算出した P1 に相当する額  
(変動後残工事額)

P1 及び P2 は、発注者積算額に当初契約の落札率を考慮して算出する。

$$P = \text{発注者積算額} \times \text{落札率}$$

### 3 対象工事

インフレスライド条項の適用対象工事は、次の全てを満足している工事とします。

- (1) 労務単価の改定日の前に契約を締結している工事であること。
- (2) 基準日において、残工期が 2 ヶ月以上あること。
- (3) 基準日において、残工事の請負代金額の単価変動による増額が、残工事の請負代金額の 100 分の 1 に相当する金額を超えていること。

### 4 基準日

スライド変更のための出来高を確認する日

【インフレスライド適用イメージ】

